

室蘭市公共交通事業者原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 室蘭市公共交通事業者原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、市民の交通手段を維持確保するため、室蘭市内の公共交通事業者に対し、事業規模に応じた支援金の交付を行うことにより、原油、電気、ガスその他物価の高騰への対応及び今後の事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、公共交通事業者とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者又は一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（福祉事業輸送限定の事業者を除く。）であって、申請日時点で国土交通大臣から経営の許可を受けている者をいう。

(支援金の交付対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者は、前条に掲げる公共交通事業者であって、次の各号の要件全てを満たす事業者とする。

- (1) 室蘭市内に本社又は営業所を有していること。
- (2) 申請日時点において、事業を営んでおり今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は支援の対象外とする。

- (1) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第39号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者
- (2) 過去にこの要綱に基づく支援金又は、室蘭市経済部緊急経済対策室が行う原油価格・物価高騰に関わる事業者支援給付金の交付を受けた事業者
- (3) その他市長が不相当と認める事業を行う事業者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内で当該各号に定める額とする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者

基本額500万円に、申請日時点で市内の本社又は営業所に配置する事業用車両（寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除き、申請日時点で北海道運輸局長に届出をしているものに限る。以下「事業用車両」という。）1台につき10万円を加算した額とする。

（2）一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（法人タクシー）

基本額50万円に、申請日時点で市内の本社又は営業所に配置する事業用車両1台につき5万円を加算した額とする。

（3）一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（1人1車制個人タクシー）

基本額10万円に、申請日時点で市内の本社又は営業所に配置する事業用車両1台につき5万円を加算した額とする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、室蘭市公共交通事業者原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、令和4年9月30日までに市長に提出しなければならない。

（1）公共交通事業者であることがわかる許可証の写し

（2）室蘭市内に本社又は営業所を有することがわかる書類の写し（道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請における事業計画等）

（3）北海道運輸局長に届出をしている事業用車両の一覧及び車検証の写し（交付申請時点の車両）

（4）申請時に休車している事業用車両がある場合は、北海道運輸局長に届出をしている休車届

（5）その他市長が必要と認める書類

（交付又は不交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付又は不交付を決定し、支援金交付決定通知書（様式第2号）又は支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の交付決定を行った場合、速やかに支援金の交付を行うこととする。

（支援金の交付の決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合に、第7条の規定による支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したと認められるとき。
- (3) 事業者が第4条第2項に該当したとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した支援金の全部若しくはその一部の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全額の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

3 返還を命ずる通知を受けた交付決定者は、通知を受けてから30日以内に返還を完了しなければならない。

4 交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納期の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(交付決定者に対する調査等)

第11条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又はその職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第12条 交付決定者は、支援金に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、支援金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。